

## 復興に向けて 平成30年7月豪雨 第13回

### 災害復興住宅建設資金等の利子補給

り災証明書の交付を受けた人が、住宅の建設、購入、補修のための融資を被災日から起算して2年を経過する日までに金融機関などから受けた場合、市が利子補給を行う制度があります。利子補給期間は10年間で、融資対象額と利子補給率には限度があります。申請方法など詳しくはお問い合わせください。市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

### 地域別災害説明会

平成30年7月豪雨災害の説明会を6月から8月にかけて市内10会場で開催し、市民の皆さんから貴重な意見をいただきました。引き続き市民の生活再建に取り組んでいきます。皆さんからの意見は市ホームページに掲載しています。

☎(21)0246



市ホームページ

### 河川監視カメラ

6月から整備を進めていた河川監視カメラの設置を完了しました。現在、市ホームページで市内8カ所の河川監視カメラが撮影する画像を常時公開しています。

また、吉備ケーブルテレビ(11チャンネル)での放送が開始されました。大雨・洪水警報の発令時など災害発生が予想される場合に、通常の放送から切り替わって河川監視カメラの映像や河川水位の情報が放送されます。



☎(21)0246



市ホームページ

### 市からのお知らせ

## 建築物や塀の倒壊から地域を守りましょう

近年発生した大規模な地震において、昭和56年以前の旧建築基準法で建てられた木造住宅などの建築物に大きな被害が発生しています。建築物の倒壊は人的被害につながりますが、火災の発生や救助活動の妨げになるなど被害を拡大させる要因の一つとなります。

市は、災害に強いまちづくりを進めるため耐震診断費用や耐震改修工事費などを補助しています。詳しくは都市整備課へお問い合わせください。

○木造住宅耐震診断(現況診断・補強計画)の補助

○戸建て住宅の耐震診断の補助

○その他建築物の耐震診断の補助

○木造住宅の耐震改修工事費の補助

○ブロック塀などの安全点検

ブロック塀などの維持管理や安全確保は所有者・管理者の責任です。築造された時期によっては現在の基準に適合していない可能性があり、また、基準に合っていないとしても年数とともに老朽化し、ひび割れ

や欠け、鉄筋のさび、塀の傾きなどが発生することもあります。塀の所有者・管理者は日頃から異常がないか点検し、不明な点がある場合や危険と思われるときは専門家に相談してください。

### ねんきん月間

毎年11月は「ねんきん月間」。また、11月30日は自分の年金記録や公的年金受給見込み額を確認し、老後の生活設計について考える「年金の日」です。

高梁年金事務所では、年金相談の時間延長や週末相談を実施しています。

**時間延長** 月曜日(月曜日が祝休日の場合は週初めの開所日)午後5時15分～午後7時(通常の開業時間は午前8時30分～午後5時15分)

**週末相談** 第2土曜日午前9時30分～午後4時(利用前に電話予約をお願いします)

☎日本年金機構高梁年金事務所 ☎(21)0570



## 11月5日(火)から住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記になります

### 旧姓を併記しておく

①各種契約や銀行口座の名義など旧姓が使われる場で証明に使うことができます。

②就職や転職などの仕事の場面で、旧姓による本人確認ができます。

### 申請方法

旧姓が記載された戸籍謄本などを用意し、マイナンバーカード

ド(持っていない人は本人確認書類)を持って市民課、または各地域局へ申請してください。

※住民票に旧姓を併記することで、マイナンバーカードに旧姓が併記されます。詳しくはお問い合わせください。

☎市民課 ☎(21)0252

## 住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できます!

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます!

旧姓(旧氏)併記はみんなをきに役立つ!

☎上下水道課 上水道業務係 ☎(21)0242  
下水道業務係 ☎(21)0244

## 上水道・簡易水道、下水道・農業集落排水など給水料金・使用料を改定

消費税率の引き上げに伴い、10月1日から上水道・簡易水道料金、下水道・農業集落排水使用料などを改定しました。

### 上水道区域

口径	区分	改定前	改定後
13mm	基本料金	1,540円	1,570円
20mm		1,740円	1,780円
全口径	超過料金(1㎡につき)	154円	157円

### 簡易水道区域

口径	区分	改定前	改定後
13mm	基本料金	2,050円	2,090円
20mm		2,360円	2,400円
全口径	超過料金(1㎡につき)	205円	209円

### 下水道使用料・農業集落排水使用料

口径	区分	改定前	改定後
一般汚水	基本料金	1,047円	1,067円
	超過料金(1㎡につき)	172円	176円

9月以前から継続して使用している人は11月検針分(12月請求分)から、10月以降に使用を開始した人は10月検針分(11月請求分)から、新料金が適用されます。

※上記以外の口径についてはお問い合わせください。

※基本料金と超過料金の合計額に10円未満の端数があるときは切り捨てます。

**市設置型浄化槽使用料** ※加算額は11月請求分から改定後の金額が適用されます。

区分	改定前	改定後	
基本額(1カ月当たり)	2,670円	2,710円	
加算額	5人槽	20,780円	21,160円
	7人槽	24,480円	24,930円
	10人槽	28,900円	29,440円
		変更なし	

